

大東建託様の現場で働く一人親方様へ 労災保険特別加入のご案内



制度の概要

労災保険は労働者の仕事上の負傷・疾病・死亡等に対して保険給付を行う国の保険ですが、基本的に労働者を対象としているため、一人親方や経営者などの労働者ではない者は対象外とされています。

しかし、対象外とされた方々のうちにも、労働災害に遭う危険性は通常の労働者と変わらず、労働者に準じて保護することが適当と言える方々もいます。そこで、これらの方々も労災補償を受けることが出来るように、特別に労災保険に任意加入が認められています。それが労災保険の特別加入制度です。

特別加入の対象者

- ✓ 会社に雇用されずに、個人で仕事を請け負っている。
- ✓ 特定の会社に所属しているが、その会社と雇用関係がなく請負で仕事を行っている。
- ✓ グループで仕事をしているが、お互いに雇用関係はない。
- ✓ 見習いをしているが、見習い先とは雇用関係にない。
- ✓ 法人の代表だが、労働者は使用していない。

大東建託様の現場で働く方で、上記のいずれかに該当する**建設業を営む一人親方**及びその**家族従事者**が特別加入の対象者です。建設業であれば特に職種の限定はありません。

職種例

土木 建築 大工 左官 屋根 管 電気 防水 水道施設 塗装 機械器具設置 とび 内装
板金 鉄筋 解体 塗装 造園 道路 建具 水道 タイル・れんが・ブロック など

補償内容

給付の種類	給付の事由	給付の内容	特別支給金
療養補償	療養を必要とするとき	療養に必要な費用	—
休業補償	療養のために仕事をすることが出来ずに休業するとき	給付基礎日額の6割を休業4日目から支給	給付基礎日額の2割を休業4日目から支給
傷病補償年金	療養開始後1年6ヶ月を経過しても治らず傷病等級に該当するとき	給付基礎日額の1級313日分から3級245日分の年金	一時金（1級114万円から3級100万円）
障害補償年金	傷病が治った後に身体に障害が残ったとき（障害等級1級から7級）	給付基礎日額の1級313日分から7級131日分の年金	一時金（1級342万円から7級159万円）
障害補償一時金	傷病が治った後に身体に障害が残ったとき（障害等級8級から14級）	給付基礎日額の8級503日分から14級56日分の一時金	一時金（8級65万円から14級8万円）
介護補償	傷病年金または障害年金受給者のうち等級が1級または2級の方	介護費用（上限あり）	—
遺族補償年金	死亡したとき	遺族の人数に応じて、給付基礎日額の245日分から153日分の年金	一時金300万円
遺族補償一時金	死亡した方に遺族補償年金を受ける遺族がないとき	給付基礎日額の1,000日分の一時金	一時金300万円
葬祭料	死亡した方の葬祭を行うとき	給付基礎日額に応じて42万円から150万円	—

補償例

加入状況 給付基礎日額 10,000 円で加入 (35 歳男性、妻と子供が一人)

労災事故で 60 日間休業した場合

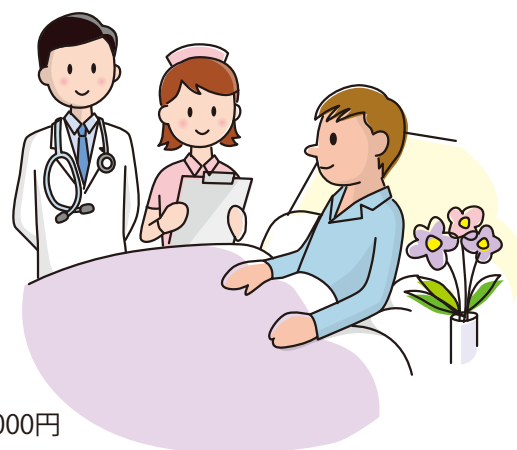
- 治療費全額支給
- 456,000円 = 10,000円（給付基礎日額）× 8割 × (60日 - 3日)

労災事故で 7 級の障害が残った場合

- 1,310,000円給付（年金） = 10,000円（給付基礎日額）× 131日
- 1,590,000円給付（一時金 障害特別支給金第7級）

労災事故で死亡した場合

- 2,010,000円（年金） = 10,000円（給付基礎日額）× 201日
- 3,000,000円（一時金 特別支給金）
- 615,000円（一時金 葬祭料） = 10,000円（給付基礎日額）× 30日 + 315,000円



特別加入の費用

労災保険の特別加入をする場合の費用は、国に納める労災保険料と会費の2つがあります（入会時には別途入会金が必要になります）。労災保険料も会費も毎年4月から3月までを一区切りとし、労災保険料と会費の合計額をお支払いいただきます。

給付基礎日額（保険料や保険給付の基礎となるもので、大体1日の収入とお考えください）は、3,500円から25,000円まで16段階ございます。この給付基礎日額は任意でご選択いただけます。

入会時の費用

入会金 1,000円 **会費** 500円×加入月数 **労災保険料** 給付基礎日額に応じた額（加入月による）

※口座引落にて分割払いもお受けいたしております。詳しくは事務局までお問い合わせください。

年間の費用

4月から翌年3月末まで1年間加入する場合

※年度途中で加入の場合、月割計算いたします。

給付基礎日額	年間保険料	入会金+会費	年間総費用
3,500円	21,709円	7,000円	28,709円
4,000円	24,820円	7,000円	31,820円
5,000円	31,025円	7,000円	38,025円
6,000円	37,230円	7,000円	44,230円
7,000円	43,435円	7,000円	50,435円
8,000円	49,640円	7,000円	56,640円
9,000円	55,845円	7,000円	62,845円
10,000円	62,050円	7,000円	69,050円
12,000円	74,460円	7,000円	81,460円
14,000円	86,870円	7,000円	93,870円
16,000円	99,280円	7,000円	106,280円
18,000円	111,690円	7,000円	118,690円
20,000円	124,100円	7,000円	131,100円
22,000円	136,510円	7,000円	143,510円
24,000円	148,920円	7,000円	155,920円
25,000円	155,125円	7,000円	162,125円

令和6年4月改定

※18,000円以上の給付基礎日額をご選択の場合は所得を証明する資料が必要になります。

ご加入方法

Step 1 お申込み

郵送



「加入申込書」、「特定業務チェックシート」、「加入確認書」、「身分証（免許証など顔写真付きのもの）のコピー」を下記住所へお送りください。

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 16-1 タナベビル 5F
大東建託協力会 一人親方会 事務局 宛

FAX



「加入申込書」、「特定業務チェックシート」、「加入確認書」、「身分証（免許証など顔写真付きのもの）のコピー」を下記までファックスしてください。

FAX **03-5643-2255**（事務局直通）

インターネット



パソコン、スマホから

<http://kyouryokukai-hoken.jp>

右のQRコードからアクセスできます。



加入者

Step 2 加入確認 (在籍確認)



本事務局より加入確認書を協力会会員（1次）に送信いたします。
協力会会員（1次）がお申込者の在籍とお申込み内容を確認し、工事支部へ送信。工事支部確認後、一人親方事務局へ送信します。



協力会会員（1次）
主管工事支部

Step 3 費用のご案内



加入確認書が到着次第、ご希望の給付基礎日額と加入希望日にて、費用計算をいたします。費用のご案内は郵送、FAX、メール、お電話などご希望の方法にてご連絡いたします。



一人親方会

Step 4 お支払い

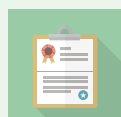


費用を銀行、ATM から指定の口座にお振込みいただくか、コンビニのレジでお支払いください。
※初期費用お支払後は、口座引落による分割払いも可能です。



加入者

Step 5 加入申請



管轄の労働基準監督署へ加入申請をいたします。

最短でご入金確認の翌々日ご加入可能です。

※健康診断が必要な場合は受診後に正式加入となります。



一人親方会

Step 6 会員証発行



労働保険番号の記載された会員証をお送りいたします。

※郵送前に加入証明書が必要な場合は、FAXにてご案内いたしますので、お問い合わせください。



一人親方会

※特定業務に従事されている場合、健康診断（無料）を受診していただく場合があります。
※既にケガや病気に罹られている方の加入日を遡っての加入はできません。

加入をお急ぎの場合はHPの「各種用紙のダウンロードページ」より「加入申込書」と「一人親方会加入確認書」をダウンロードしていただき、必要事項を記入して協力会会員（1次）経由で主管工事支部へご提出ください。

大東建託協力会 一人親方会 事務局

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 16-1 タナベビル 5F



<http://kyouryokukai-hoken.jp>

大東建託協力会一人親方会HP（24時間受付）



03-6661-2733（事務局直通）

（平日 8:00～20:00 土曜9:00～18:00 日祝休み）